



**再生可能エネルギー発電事業者と電力会社の売電契約の完成に向けて  
～再生エネルギー特別措置法に適応可能な特定契約書の雛形を公開～**

執筆者： 坂井 豊 （シニアパートナー）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、国内外でメガソーラー発電所の開発に注力する JAG 国際エナジー株式会社様と共同で、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ法」といいます。）に規定されている全再生エネルギーに適応可能な[特定契約及び接続契約書の各雛形案](#)（以下「特定契約・接続契約書案」といいます。）を作成致しました。

弊事務所は、再生可能エネルギー事業における売電契約の効率化は、技術革新と同じように再生可能エネルギー事業を牽引することが可能であると考えていますところ、当該契約書を利用することによって適切な特定契約が締結され、再生可能エネルギー事業が活発化することは、再生可能エネルギーを利用した事業による産業の空洞化防止、雇用の作出、環境保全の一助になると思料し、この度、特定契約・接続契約書案の公開を実施することにいたしました。

本年7月1日に再エネ法が施行されますところ、前記の通り、我が国の産業空洞化を食い止め、力強い活力を生み出し、良好な自然状態の日本を後世に引継ぐためには、再エネ法の目的を一刻も早く実現させる必要があります。そのためには、法制度のみならず様々な社会的インフラの整備が必要となりますが、再エネ法のコンセプトとその制度設計に合致した、再生可能エネルギーを用いた発電事業者（再エネ法では「特定供給者」と定義されています。）と電力会社との間の売電契約（再エネ法では「特定契約」と定義されています。）もそのうちの重要な一つであると弊事務所は認識しています。

そこで、弊事務所は、JAG 国際エナジー株式会社様の多大なご協力の下、全再生エネルギーに適応可能な特定契約・接続契約の雛形案を作成致しました。

内容としては、公正・公平な立場で、且つ、実務上支障の生じないことに視点におき、従前、発電事業者と電力会社が締結してきた典型的な「電力受給契約」の各契約条項を参考に、経済産業省資源エネルギー庁によるパブリックコメント回答の内容を具体的に反映し、上記視点から適宜修正致しました。弊事務所サイト上に掲載された特定契約・接続契約書案は、自由にご利用いただくことが可能です。現時点では、経済産業省、多くの特定供給者、各電力会社、関連諸団体、

金融機関その他投資家等の皆様のご意見、同意等を得たものではありませんが、今後、広く用いられる標準的な特定契約・接続契約の雛形となることを強く願っております。今後も、逐次改善を図って参る所存ですので、バランスが取れた、より良き、且つ公正・公平な契約の締結によって再生可能エネルギー事業を促進させるため、関係者各位の忌憚なきご意見を賜れば幸甚です。

#### 注意事項：

- 1) 特定契約・接続契約書案は、再エネ法及び同法省令、並びに経済産業省資源エネルギー庁案を念頭に作成された契約書案です。今後、法令等の改正により、制度内容の変更等がありましたら逐次改訂する予定です。
- 2) 特定契約書・接続契約案は、各電力会社と合意したものではありません。弊事務所は、本特定契約・接続契約書案が標準的な契約書雛形として用いられることを望んでおりますが、実際の特定契約・接続契約の締結に当たっては、交渉によって、本特定契約書案を契約書として用いるか決定し、電力会社と合意する必要があります。
- 3) 特定契約・接続契約書案は、10kW未満の太陽光発電の余剰買取制度に修正なく利用することはできません。
- 4) 特定契約・接続契約書案は、一般電力事業者と特定供給者の電力の受給を前提に作成されております。特定規模電気事業者（PPS 又は新電力）との契約に修正なく利用することは想定しておりません。
- 5) 特定契約・接続契約書案を利用することにより、利用者に何らかの損害が発生した場合でも、弊事務所及びJAG国際エナジー株式会社は一切責任を負いません。

以 上

---

本書は法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではありません。  
個別のお問合せ等ございましたら、下記執筆者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者>

坂井 豊 (シニアパートナー)

E-Mail: [yutaka.sakai@aplaw.jp](mailto:yutaka.sakai@aplaw.jp)

Tel: 03-5501-1055 (直通)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: <http://www.aplaw.jp/>